

## 【協議事項 3】

### 鹿児島保健医療圏の地域医療構想調整会議の進め方について

#### 1 第11回部会長等会議(R5.7.4)

現状を踏まえ、今後の取扱等について協議。（(1)(2)参照）

##### (1) 現 状

- ・ 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更する場合，専門部会及び調整会議で協議することとしている。
- ・ 定量的基準に沿って報告した結果，医療機能が「急性期」から「高度急性期」「高度急性期」から「急性期」へ変更となる場合があるが，「急性期」から「高度急性期」，「高度急性期」から「急性期」へ変更する場合は，専門部会及び調整会議において協議を必要としていない。

##### (2) 協議事項

- ・ 「急性期」から「高度急性期」，「高度急性期」から「急性期」へ医療機能を変更する場合の取扱を定めるか。
- ・ 毎年10月の病床機能報告において，定量的基準に沿って報告した結果，前回の報告と異なる医療機能を選択することとなった場合の取扱を定めるか。

##### (3) 委員間協議（主な意見）

- （委員）地域医療に大きく影響するような大幅な変更は協議すべき。
- （委員）医療機関の建て替えを計画している場合等については協議した方がいい。
- （委員）高度急性期と急性期を区分することに意味はないと思うため，この2つの医療機能の変更について協議することを定める必要はないと思う。
- （委員）病床機能報告の結果を基に，事務局が整理した上で協議すべき事項について議長に相談して協議事項にあげることとすればよいのではないか。

#### 【 協議結果 】

病床機能報告の結果，定量的基準と合致しない医療機関について，とりまとめの上，議長に相談。協議が必要な医療機関を選定の上，該当する専門部会において協議する。

< 参考 >

--- 病床の医療機能の変更を予定している医療機関の取扱（鹿児島保健医療圏） ---

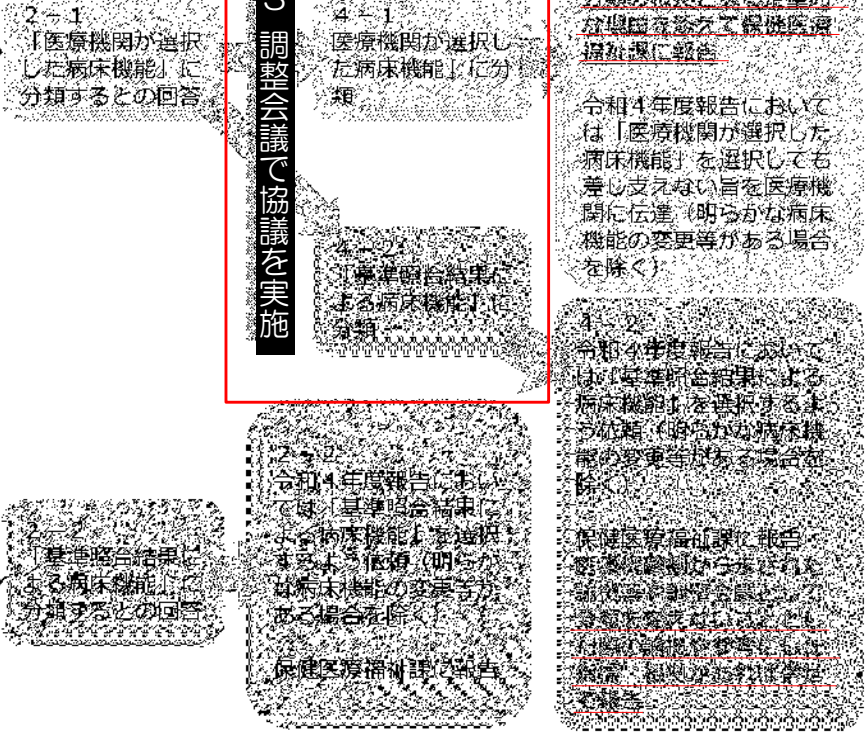
< 第15回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R3.8.17）決定事項 >

「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」，「慢性期」から「回復期」へ病床の医療機能を変更予定の医療機関について，病床数に関わらず，変更理由等の書面回答を求め，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上，疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め，協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

なお，調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合は，「疑義のあるもの」として取り扱うこととし，該当する専門部会において協議する。

医療構想調整会議 (案)の検討	(肝属保健医療圏調整会議長), 小倉委員(熊毛保健医療圏調整会議長), 向井委員(奄美保健医療圏調整会議長), 夏越委員(鹿児島大学病院), 古田委員(県保険者協議会), 揚松委員(県保健所長会), 福元委員(県立病院局), 中山副議長(県くらし保健福祉部)	R2. 2. 14 第11回調整会議協議結果 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」, 「慢性期」から「回復期」について, <u>変更を予定している場合は, 事前に調整会議での説明を求める。</u>	上ノ町議長, 丸田委員, 永山委員, 坪内委員, 園田委員, 夏越委員, 謝委員, 長友委員, 熊谷委員, 米盛委員, 齊藤委員, 柳田委員, 木場委員, 新宮前委員, 猪俣委員, 岩切委員, 竹
」発出	-		
医療構想調整会議 想に関する国の動向について	池田議長(県医師会), 野村委員(県医師会), 上ノ町委員(鹿児島保健医療圏調整会議長), 菊野委員(南薩保健医療圏調整会議長), 久留委員(北薩地域保健医療圏調整会議長), 来仙委員(北薩地域保健医療圏調整会議), 佐藤委員(始良・伊佐保健医療圏調整会議長), 手塚委員(曾於保健医療圏調整会議長), 小倉委員(肝属保健医療圏調整会議長), 田上委員(熊毛保健医療圏調整会議長), 向井委員(奄美保健医療圏調整会議長), 坂本委員(鹿児島大学病院), 山田委員(県保険者協議会), 四元委員(県保健所長会), 福元委員(県立病院局), 地頭所副議長(県くらし保健福祉部)	R2. 10. 12 第12回調整会議協議結果 ・「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」, 「慢性期」から「回復期」について, <u>病床数に関わらず変更理由等の書面回答を求める。</u>  R3. 3. 16「定量的基準の見直しについて(意見)」を県に提出 ・高度急性期の取扱(「重症度, 医療・看護必要度」「平均在棟日数」)	上ノ町議長, 永山委員, 下田平委員(様), 坪内委員, 園田委員, 坂本委員, 熊谷委員, 米盛委員, 金子委員, 木場委員, 新田委員, 古田委員, 岩切委員, 竹内委員, 泉尾委員  上ノ町議長, 永山委員, 下田平委員, 坂本委員, 長友委員, 佐藤委員, 金子委員, 齊藤委員, 柳田委員, 宮前委員, 猪俣委員, 岩切委員, 議長
医療構想調整会議専門部会 夕分析検討会) 見直しに係る検討	野村部会員(県医師会), 牧角部会員(県医師会), 坂本部会員(鹿児島大学病院), 本田部会員(県保険者協議会), 中俣部会員(鹿児島地域振興局保健福祉環境部), 吉田部会員(北薩地域振興局保健福祉環境部)	R3. 8. 12 第15回調整会議協議結果 ・「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」, 「慢性期」から「回復期」について, <u>病床数に関わらず変更理由等の書面回答を求め, 疑義の有無に応じて専門部会で協議する。</u>	上ノ町議長, 花牟禮委員, 柳田委員, 委員, 坪内委員, 園田委員, 坂本委員, 佐藤委員, 大勝委員, 金子委員, 阿久根委員, 梅津委員, 山田委員, 侯委員, 田中委員, 竹内委員, 泉尾
医療構想調整会議 見直しに係る検討	池田議長(県医師会), 野村委員(県医師会), 菊野委員(南薩保健医療圏調整会議長), 久留委員(北薩地域保健医療圏調整会議長), 来仙委員(北薩地域保健医療圏調整会議), 佐藤委員(始良・伊佐保健医療圏調整会議長), 手塚委員(曾於保健医療圏調整会議長), 小倉委員(肝属保健医療圏調整会議長), 田上委員(熊毛保健医療圏調整会議長), 向井委員(奄美保健医療圏調整会議長), 坂本委員(鹿児島大学病院), 山田委員(県保険者協議会), 四元委員(県保健所長会), 福元委員(県立病院局), 谷口副議長(県くらし保健福祉部)		
(改訂版)」発出 数の削除 療・看護必要度の変更	-		
医療構想調整会議専門部会 夕分析検討会) 見直しに係る検討	牧角部会員(県医師会), 大西部会員(県医師会), 坂本部会員(鹿児島大学病院), 本田部会員(県保険者協議会), 中俣部会員(鹿児島地域振興局保健福祉環境部), 岩松部会員(北薩地域振興局保健福祉環境部), 山口部会員(大隅地域振興局保健福祉環境部)		
医療構想調整会議 見直しに係る検討	池田議長(県医師会), 大西委員(県医師会), 上ノ町委員(鹿児島保健医療圏調整会議長), 菊野委員(南薩保健医療圏調整会議長), 久留委員(北薩地域保健医療圏調整会議長), 来仙委員(北薩地域保健医療圏調整会議), 佐藤委員(始良・伊佐保健医療圏調整会議長), 手塚委員(曾於保健医療圏調整会議長), 池田委員(肝属保健医療圏調整会議長), 田上委員(熊毛保健医療圏調整会議長), 稲委員(奄美保健医療		



出典：R4.7.13 鹿児島県保健医療福祉課資料

「選択した病床機能」に分類することとなった場合  
 量的な理由※を添えて保健医療福祉課に報告

・看護必要度が基準値（Ⅰ：56%以上，Ⅱ：40%以上）に近い  
 いるほか、高度急性期に関連する医療行為「高エネルギー放  
 平均で〇〇回、「全身麻酔の手術」を●●回、「化学療法」を  
 るなど、高度急性期に分類することが適当と判断。

「基本協合結果による病床機能」に分類することとなった場合  
 れた論拠等や調整会議として分類を変えないこととした際の論拠  
 拠があれば、保健医療福祉課に報告